

# 改正著作権法第 104 条の 10 の 4 第 1 項の規定に基づく「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査基準及び標準処理期間

令和 4 年 7 月 15 日  
文化庁著作権課

著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 52 号）による改正後の著作権法（昭和 45 年法律第 48 号。以下「新法」という。）第 104 条の 10 の 4 第 1 項の規定に基づき、文化庁長官が「図書館等公衆送信補償金」（新法第 104 条の 10 の 2 第 1 項に規定する「図書館等公衆送信補償金」をいう。以下同じ。）の額の認可（変更の認可を含む。以下同じ。）を行う際には、本審査基準及び標準処理期間によるものとする。

## 【審査基準】

「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る審査に当たっては、新法第 104 条の 10 の 4 の規定に基づき、以下の 1～3 に記載する要件の充足性を確認することとする。

### 1. 新法第 31 条第 5 項の規定により補償金請求権の対象となる行為を対象としたものであること（新法第 104 条の 10 の 4 第 1 項関係）

新法第 31 条第 2 項に定める公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。以下同じ。）を対象とし、その他の行為を対象に含むものではないこと。

### 2. 図書館等関係団体からの意見聴取が適切に行われていること（新法第 104 条の 10 の 4 第 3 項関係）

図書館等（新法第 31 条第 1 項に規定する「図書館等」をいう。以下同じ。）を設置する者の団体で図書館等を設置する者の意見を代表すると認められるものから、適切に意見聴取が行われている必要があり、当該要件を満たすか否かについては、指定管理団体から提出される資料等を基に、以下の観点に照らして判断すること。

- ・ 図書館等公衆送信が行われる図書館等の館種ごとの関係団体が広く意見聴取の対象となっているか。意見聴取の相手方である関係団体は、当該図書館等の館種における設置者の意見を代表するものと認められるか。
- ・ 意見聴取の手続・方法が妥当なものか。
- ・ 意見聴取の結果を指定管理団体がどのように考慮したか（具体的な補償金額の決定に反映した場合はどのように反映したか、反映しなかった場合はその理由）。

### 3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（新法第 104 条の 10 の 4 第 4 項関係）

#### （1）基本的な考え方

「図書館等公衆送信補償金」の額が、①新法第 31 条第 2 項の規定の趣旨、②図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響、③図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益、④その他の事情を総合的に考慮して適正な額であると認められる必要があり、①～④の各考慮要素についての具体的な考え方は以下のとおりであること。

## ① 新法 31 条第 2 項の規定の趣旨

「新法第 31 条第 2 項の規定の趣旨」は、近年のデジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえて、迅速かつ簡易に図書館資料のコピーを電子媒体で入手・閲覧することができるといった国民の情報アクセスの充実等を図る観点から、著作権者の利益を不当に害しない限度において、利用者による調査研究の用に供するために著作物の利用に必要な公衆送信等を行い得るようにすることにあると解される。

これを踏まえ、「図書館等公衆送信補償金」の額が、国民の情報アクセスの充実等に資するものとなっているかについて考慮を行う。

## ② 図書館等公衆送信に係る著作物の種類及び用途並びに図書館等公衆送信の態様に照らした著作権者等の利益に与える影響

「著作物の種類及び用途」は、論文・専門書・新聞などの類型や、専門の研究者用・学生用・一般用などの用途を指し、「種類」には、権利者による「公衆送信の実施状況」（当該著作物に係る正規市場の規模や電子配信の実施状況等）を含む（新法第 31 条第 2 項参照）。

また、「公衆送信の態様」には、FAX 送信・メール送信・インターネット送信といった送信方法の違いや送信される分量、送信されるデータの表示の精度、利用者によるプリントアウトの可否等を含む。

「著作権者等の利益に与える影響」とは、以上の事情に照らした権利者の利益への影響、すなわち、権利者の著作物の利用市場や将来における著作物の潜在的販路への影響を指す。

これらを踏まえ、「図書館等公衆送信補償金」の額が、公衆送信される著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らした著作権者等の不利益を補償する水準のものとなっているかについて考慮を行う。

## ③ 図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益

「図書館等公衆送信により電磁的記録を容易に取得することができることにより特定図書館等の利用者が受ける便益」は、特定図書館等による図書館資料の公衆送信が可能となることで、図書館等への来館が不要になったり、資料を入手するまでの時間が短縮されたりするといった情報アクセスコストの軽減に伴い利用者が受ける便益を指す。

これを踏まえ、「図書館等公衆送信補償金」の額が、特定図書館等による公衆送信によりデータを容易に入手することができるようになることに伴って受ける利用者の便益を加味したものとなっているかについて考慮を行う。

## ④ その他の事情

「その他の事情」は、①～③以外の様々な事情を指すものであり、例えば、以下の事項を考慮することが考えられる。

- i) 特定図書館等における補償金関連の業務に係る事務負担・円滑な運用への配慮
- ii) 著作権等管理事業者等における使用料の相場
- iii) 諸外国における類似のサービスの相場

## (2) 各考慮要素を踏まえた適正性の審査

上記(1)①～④の各考慮要素の具体的な考え方を踏まえ、料金体系（メニュー）及び額の水準の両面について、主として以下の観点から総合的に適正性の審査を行う。

### ①料金体系（メニュー）について

- i) 公衆送信される著作物の種類（当該著作物の正規市場の規模や電子配信の実施状況を含む。）・用途や、送信される分量・送信形態等公衆送信の態様に照らした権利者の利益への影響を踏まえたものとなっているか。（（1）②関係）
- ii) 特定図書館等における補償金関連の業務に係る事務負担・円滑な運用に配慮されたものとなっているか。（（1）④ i）関係）
- iii) その料金体系がどのような考え方・根拠に基づいて設定されたかが明らかにされており、それが合理的なものと認められるか。（（1）①～④関係）

## ②額の水準について

- i) 以下の要素に照らして適正なものと認められるか。
  - ア 国民の情報アクセスの充実等に資するものとなっているか（（1）①関係）
  - イ 公衆送信される著作物の種類（当該著作物の正規市場の規模や電子配信の実施状況を含む。）・用途や、送信される分量・送信形態等公衆送信の態様に照らした権利者の利益への影響（（1）②関係）
  - ウ 特定図書館等の利用者が受ける便益（（1）③関係）
  - エ その他の事情
    - 例）・著作権等管理事業者等における使用料の相場（（1）④ ii）関係）
    - ・諸外国における類似のサービスの相場（（1）④ iii）関係）
- ii) その額の水準がどのような考え方・根拠に基づいて算出されたかが明らかにされており、それが合理的であると認められるか。（（1）①～④関係）

## 【標準処理期間】

「図書館等公衆送信補償金」の額の認可に係る標準処理期間は、3か月とする。ただし、この期間内に処理できない特段の事情がある場合は、この限りでない。